

社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会
介護機器貸付事業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福祉機器貸出事業として社会福祉法人紀北町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する介護機器等の貸出しに関する事項を規定する。

(貸出対象)

第2条 介護機器の貸出しをうけることができる対象は次のとおりとする。

- (1)介護保険で要介護・要支援の認定を受けた者
- (2)骨折等により一時的に介護機器が必要な者
- (3)福祉体験教室等のため必要な場合
- (4)その他会長が認める場合

(貸出福祉機器)

第3条 貸出介護機器は、本会が貸出し用として所有するものに限る。

(貸出申請)

第4条 介護機器の貸出しを受けようとするもの(以下「利用者」という。)は、申請書を会長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その可否を決定する。

- 2 会長は、前項の規定により、介護機器の貸出しが必要と認めた場合は、利用者に介護機器を貸出しするものとする。

(貸出期間)

第6条 介護機器の貸出期間は、以下のとおりとする。

【1ヶ月以内】 車椅子短期用

(福祉機器の返還)

第7条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、会長に福祉機器を返還しなければならない。

- (1)前条の貸出期間を満了した場合
- (2)他市町村へ転出する場合
- (3)福祉機器の利用を中止する場合
- (4)福祉機器を損傷した場合

(住所変更等)

第8条 利用者は、その住所が変更した場合又は前条第3号及び第4号若しくは介護機器を紛失した場合は、速やかにその旨を会長に連絡しなければならない。

(費用負担)

第9条 介護機器の貸出使用料は、無料とする。

2 利用者は、故意又は過失により当該福祉機器を損傷又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、貸出しを受けた福祉機器を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

(事故責任)

第11条 福祉機器の使用によって生じた事故等に関しては、本会は一切の責任を負わない。

(違反に対する措置)

第12条 この規程に違反した場合は、以後貸出しを停止する。

附 則

この規程は 平成17年10月11日から施行する。

平成29年 9月 1日から施行する。

令和 2年 7月 1日から施行する。